学校感染症について

下記のような学校感染症の疑いのある場合は、医師の診断を受け、下記の出席停止期間の基準に沿って学校に登校してください。学校感染症の診断を受け学校を休む場合は、必ず連絡をお願いします。なお、学校感染症は出席停止扱いとなりますので、下の証明書欄に必要事項を記入し、担任に提出してください。 *出席停止期間の基準: 令和5年改正の学校保健安全法施行規則による。

	感染症の種類	出席停止期間の基準			
第一種	 ●エボラ出血熱 ●クリミア・コンゴ出血熱 ●痘そう ●南米出血熱 ●ペスト ●マールブルグ熱 ●ラッサ熱 ●急性灰白髄炎 ●ジフテリア ●SARS ●MERS ●特定鳥インフルエンザ 	治癒するまで。			
第二種	●新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1日を経過するまで。			
	●インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。			
	●百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。			
	●麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。			
	●流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を 経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。			
	●風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで。			
	●水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで。			
	●咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。			
	●結核 ●髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認め られるまで。			
第三種	●コレラ ●細菌性赤痢 ●腸管出血性大腸菌感染症 ●腸チフス ●パラチフス ●流行性角結膜炎 ●急性出血性結膜炎 ●その他の感染症(溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑(りんご病)・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎・流行性嘔吐下痢症等)	病状により医師において感染のおそれがないと認め られるまで。			

治癒証明書

大妻中学高等学校 殿

NG THISTIC M									
			中学・高校	年	組	番_	氏名		
病	名								
期	日	令和	年	月	日	より			
		令和	年	月	日	まで			
上記疼	長病の治癒した	たことを	を証明いたしま	ます。	令和	左	F	月	日

医療機関名